

東京都市計画高度利用地区の変更（新宿区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

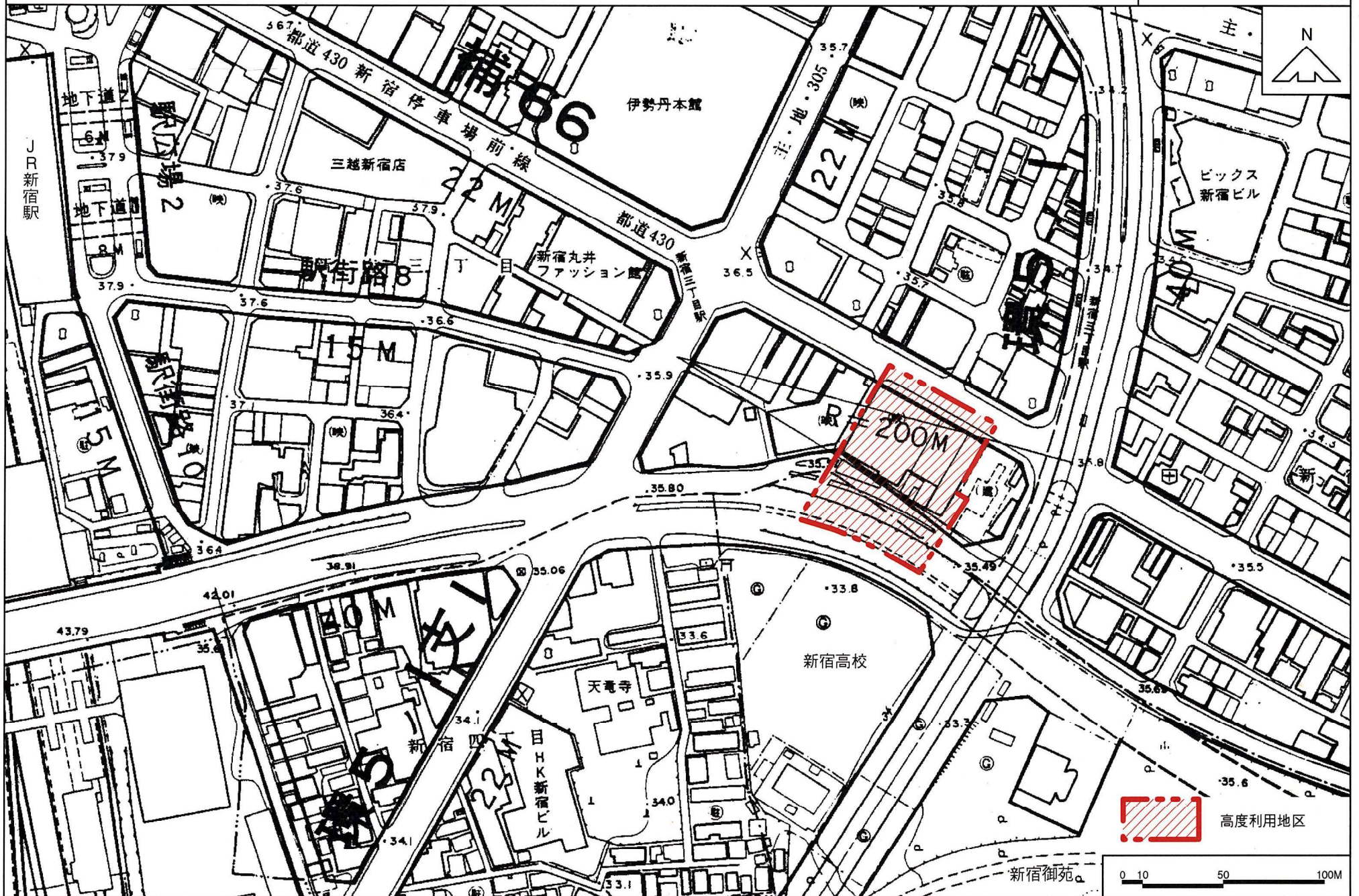
変更概要

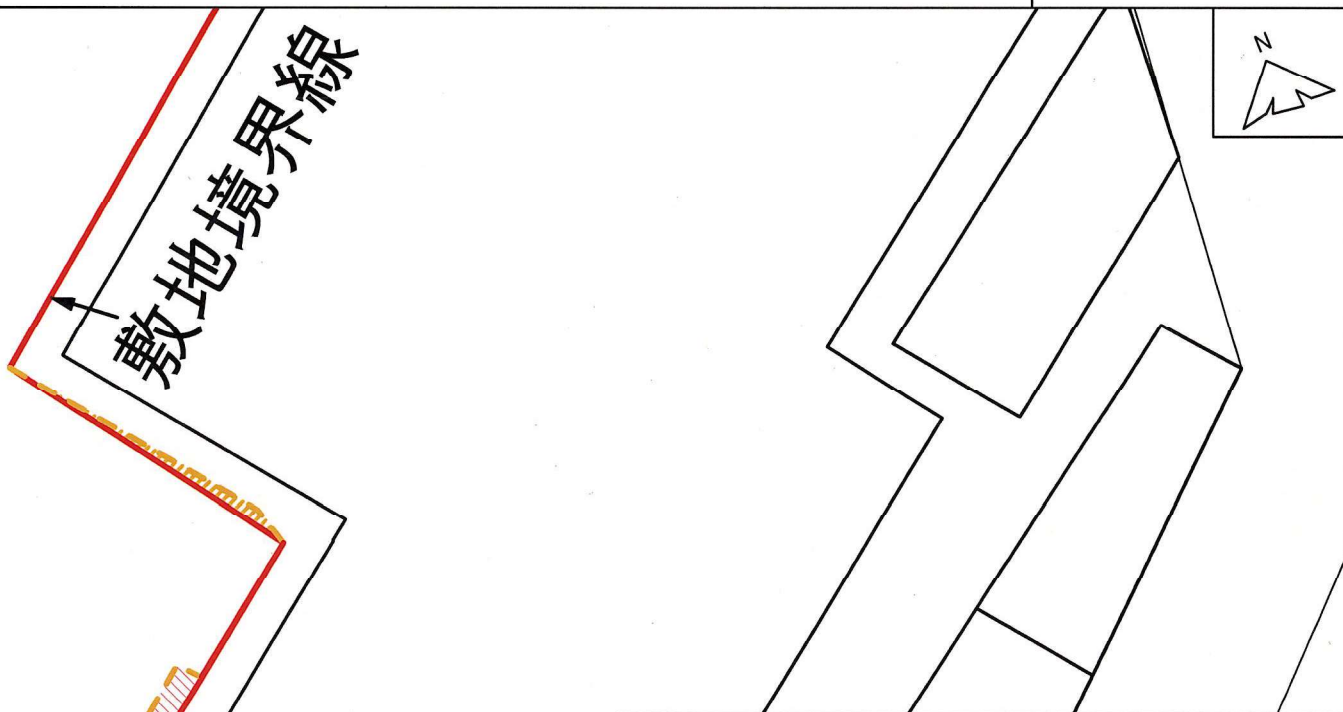
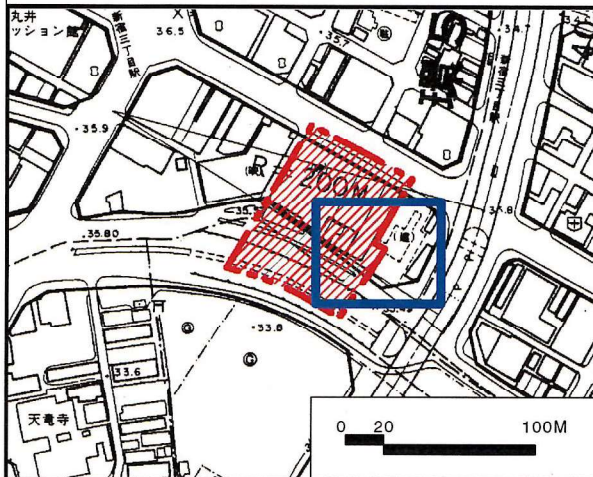
種類 (地区名・区分)	面積	容積率の最高限度 (注1)	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度 (注2)	建築物の建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	備考
高度利用地区 (新宿三丁目東地区)	約 ha 0.6	90 — 10	40 — 10	5 — 10	400㎡	2 m 4 m	新宿三丁目東地区市街地再開発促進区域
(注1) 建築基準法第52条第11項の規定により許可された建築物については、許可の範囲内において、これを超えることができる。 (注2) 建築基準法第53条第5項第一号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。							
新宿区内のその他の既決定地区	面積	位置					
高度利用地区 西大久保四丁目地区	約 ha 2.9	新宿区大久保三丁目・西大久保四丁目、高田馬場四丁目、高田馬場一丁目の各一部					
飯田橋地区	1.6	千代田区飯田橋四丁目、新宿区揚場町及び神楽河岸の各一部					
西新宿六丁目中央地区	1.7	新宿区西新宿六丁目の一部					
西新宿浄風寺周辺地区	1.2	新宿区西新宿六丁目の一部					
西早稲田地区	1.9	新宿区西早稲田一丁目及び西早稲田三丁目の各一部					
西新宿六丁目東地区	3.4	新宿区西新宿六丁目の一部					
関水地区	0.0 (300㎡)	文京区関口一丁目及び新宿区山吹町の各一部					
西新宿六丁目西第3地区	1.2	新宿区西新宿六丁目の一部					
西新宿六丁目西第1地区	1.4	新宿区西新宿六丁目の一部					
新宿三丁目東地区	0.6	新宿区新宿三丁目及び内藤町各地内					
西新宿六丁目地区	5.2	新宿区西新宿六丁目の一部					
北新宿地区	4.9	新宿区北新宿一丁目、二丁目及び西新宿八丁目の各一部					
合計	約 ha 26.0 (26.0)						

種類	変更箇所	変更面積	備考
高度利用地区 (新宿三丁目東地区)	新宿区新宿三丁目及び内藤町各地内	約 ha 0.0 (0.77㎡増)	変更 (既決定地区) 西大久保四丁目地区 飯田橋地区 西新宿六丁目中央地区 西新宿浄風寺周辺地区 西早稲田地区 西新宿六丁目東地区 関水地区 西新宿六丁目西第3地区 西新宿六丁目西第1地区 新宿三丁目東地区 西新宿六丁目地区 北新宿地区

〔位置・区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり〕

〔理由〕 新宿三丁目東地区市街地再開発促進区域の変更に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。





凡例



高度利用地区 (変更前)



高度利用地区 (変更後)

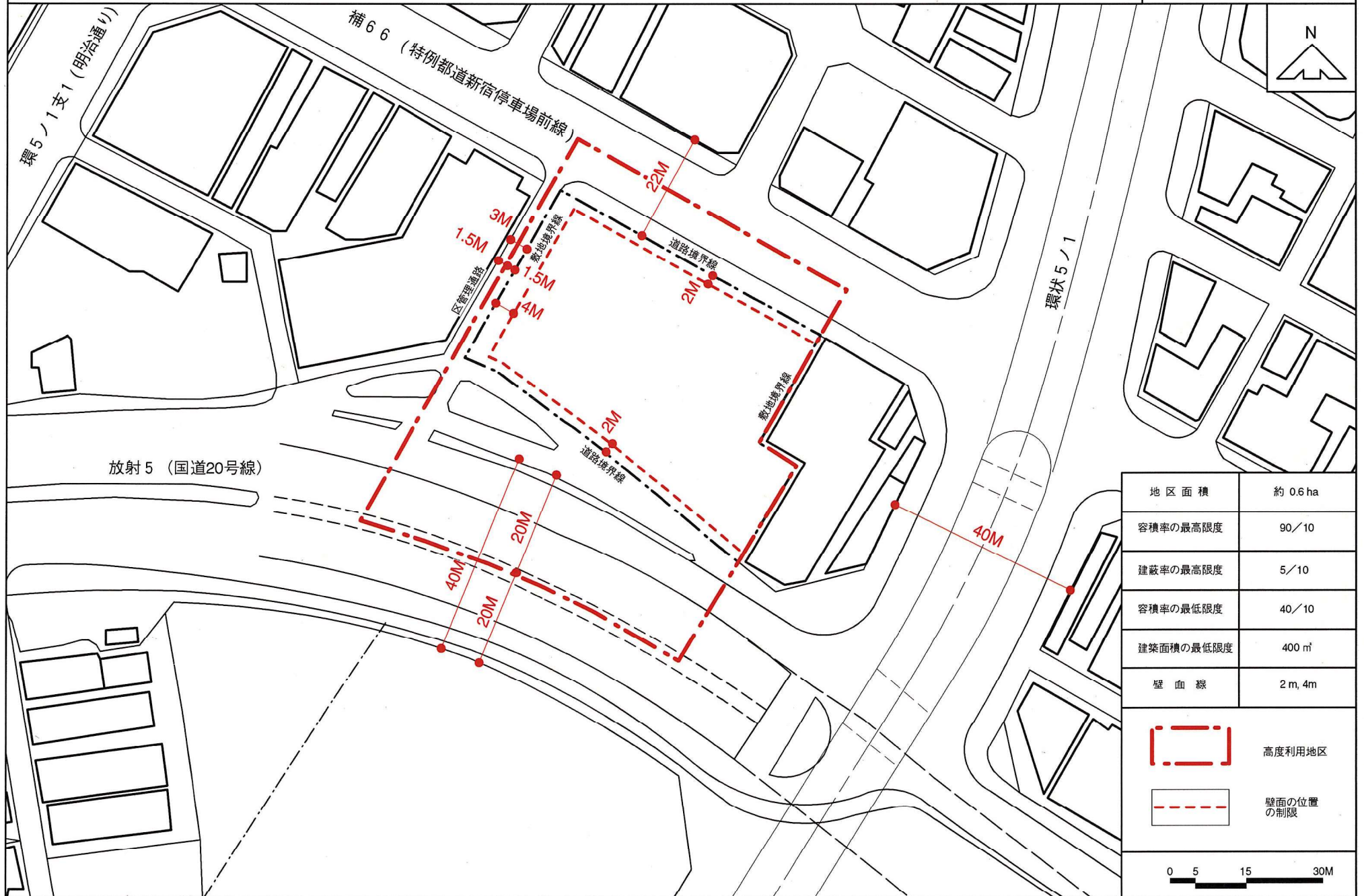


削除する区域 4.08㎡





追加する区域 4.85㎡





地区面積	約 0.6 ha
容積率の最高限度	90/10
建蔽率の最高限度	5/10
容積率の最低限度	40/10
建築面積の最低限度	400 m ²
壁面線	2 m, 4 m

 高度利用地区
 壁面の位置の制限

